

## 「ヘルパーステーションひまわり」運営規程

(事業の目的)

### 第1条

株式会社 明るい介護が設置するヘルパーステーションひまわり（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護及び指定第1号訪問事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者及び事業対象者に対し、適正な指定訪問介護及び指定第1号訪問事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

### 第2条

事業所の訪問介護員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他生活全般にわたる援助を行う。

- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

### 第3条

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 ヘルパーステーション ひまわり
- (2) 所在地 旭川市永山8条13丁目8番23号

(職員の職種、員数、及び職務内容)

### 第4条

事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとし、指定訪問介護と指定第1号訪問事業を兼務する。

- (1) 管理者 1名（常勤・兼務）  
管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行う
- (2) サービス提供責任者 2名以上（常勤・兼務、常勤・専従）  
サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護及び指定第1号訪問事業の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画及び指定第1号訪問事業計画の作成等を行う。
- (3) 訪問介護員 常勤換算2.5名以上

訪問介護員は、指定訪問介護及び指定第1号訪問事業の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

#### 第5条

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 365日
- (2) 営業時間 0時から24時(24時間営業)とする。
- (3) 電話等により24時間常時連絡が可能とする。

(訪問介護の内容及び利用料等)

#### 第6条

指定訪問介護及び指定第1号訪問事業の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定第1号訪問事業を提供した場合の利用料の額は、旭川市長が定める基準によるものとする。当該事業が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に定める割合の額とする。

- (1) 身体介護
  - (2) 生活援助
- 2 第9条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護及び指定第1号訪問事業に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
- (1) 事業所の実施地域を超えた地点から1kmあたり40円(税込44円)とし、往復走行km数を乗じた金額
- 3 契約者または利用者はサービス提供についての記録物の交付に際し、印刷料として1枚10円(税込11円)を徴収する。
- 4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又は家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(緊急時における対応方法)

#### 第7条

訪問介護員等は、訪問介護及び指定第1号訪問事業を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに管理者に報告しなければならない。

(虐待防止に関する事項について)

#### 第8条

事業所は、利用者の人権・虐待等の防止の為、次の措置を講じます。

- (1) 虐待を防止するための従業者等に対する研修を年1回以上の実施をする。
  - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備と窓口を設置する。
  - (3) その他の虐待防止のために必要な処置。
  - (4) 上記、処置を適切に実施するための責任者及び担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に従業者又は援護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(通常の事業の実施地域)

#### 第9条

指定訪問介護、指定第1号訪問事業については旭川市とする。

(その他運営についての留意事項)

#### 第10条

訪問介護事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社明るい介護と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附則

この規程は、平成25年3月21日から施行する。

#### 附則

この規程は、平成25年4月21日から施行する。

#### 附則

この規程は、平成25年6月1日から施行する。

#### 附則

この規程は、平成25年6月16日から施行する。

附則

この規程は、平成25年7月21日から施行する。

附則

この規程は、平成26年2月1日から施行する。

附則

この規程は、平成26年4月21日から施行する。

附則

この規程は、平成26年7月1日から施行する。

附則

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

附則

この規程は、平成28年2月12日から施行する。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この規定は、令和4年9月1日から施行する。

附則

この規定は、令和5年9月13日から施行する。

附則

この規定は、令和6年4月1日から施行する。